

令和2年3月27日
港区教育委員会事務局

区立幼稚園、小中学校における教育活動の再開等について

港区教育委員会は、新型コロナウイルスの感染防止に向けて、令和2年3月2日（月）から、すべての幼稚園、小中学校を休業期間としています。

この度、文部科学省より令和2年3月24日（火）「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」が示されました。

このガイドラインでは、春季休業日以降の学校再開に当たっては、多くの幼児・児童・生徒や教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくこと、またこの観点から、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要であるとの考え方が示されています。

また、学校の日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発声）を徹底的に回避する対策が不可欠であることから、学校教育活動再開に向けた留意事項が整理され示されています。

今後、爆発的に感染症患者が急増する状況であるオーバーシュート（爆発的患者急増）が生じた場合には、都市機能を封鎖するロックダウンなどの対応を都が講じることあることから、幼稚園、小中学校においては、万全の感染症対策を行った上で新学期を始める準備を行う必要があります。

さらに、各幼稚園、小中学校は、感染症対策の趣旨を保護者や地域住民に周知するほか、新年度の教育活動について保護者の理解を促すことで円滑に再開することが求められています。

教育委員会は、これらのことを踏まえるとともに、幼児・児童・生徒の学習の機会を確保することを鑑み、4月からの幼稚園、小中学校の教育活動の再開等について方針を取りまとめましたのでお知らせします。

記

幼稚園、小中学校の教育活動の再開等の概要は下欄のとおりです。

- 1 幼稚園については4月7日（火）、小中学校については4月6日（月）に再開し、始業式を行います。
- 2 幼稚園の入園式は4月8日（水）、小学校の入学式は4月6日（月）、中学校の入学式は4月7日（火）に開催します。
- 3 4月17日（金）まで、幼稚園の昼食は行わない。小中学校の給食については、4月7日（火）から再開する。
- 4 4月17日（金）までの期間に、前年度未指導の学習内容について授業等を行い、学習に著しい遅れがないようにする。
- 5 部活動は、学校再開後に内容や方法を工夫して活動を始める。
- 6 4月末日まで、遠足等を含めた校外学習は行わない。

1 幼児・児童・生徒の健康管理について

- (1) 引き続き、幼児・児童・生徒に対し、手洗い、咳エチケットを励行します。
- (2) 幼児・児童・生徒に、新年度からできる限りのマスクの着用について、お願いします。幼児のマスク着用については、発達の段階を踏まえ、保護者が判断してください。
- (3) 毎朝、自宅で検温し、体温を記録してください。37.5℃以上の発熱や咳等の風邪の症状がみられるときは、無理をせずに自宅で休養するようお願いいたします。体温の記録については、検温後3週間、保管してください。
- (4) 登園、登校前に自宅で体温を測ることができなかった幼児・児童・生徒については、園や学校で測ります。

2 学習指導に関することについて

- (1) 臨時休業により児童・生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、前年度未指導の学習内容に関する授業等を行います。
- (2) 前年度未指導の学習内容について授業を行う際には、各家庭で保管している教科書を持参していただく場合があります。
- (3) 小中学校では、未指導の学習内容について、保護者会やホームページ等を通して、具体的な履修方法等を説明します。

3 幼稚園の入園式、小中学校の入学式について

(1) 開催について

幼稚園入園式・小中学校入学式は、当初から予定した下記日程で開催します。

【幼稚園】令和2年4月8日（水）

【小学校】令和2年4月6日（月）

【中学校】令和2年4月7日（火）

(2) 参加者について

①来賓は参加しません。

②保護者の参加については以下の通りとします。

【幼稚園】園児一人につき保護者2名までの出席とします。

【小学校】児童一人につき保護者2名までの出席とします。

【中学校】生徒一人につき保護者2名までの出席とします。

※感染症予防対策として入園式、入学式に参加するすべての児童・生徒、保護者は、必ずマスクを着用するようお願いいたします。ただし、幼稚園の新入園児のマスク着用は、保護者の判断とします。マスクを持っていない幼児・児童・生徒、保護者の方へは、園・学校で配布します。

③在校生は参加しません。

(4) 感染防止の措置の徹底について

①入園式及び入学式当日の3日前【幼稚園4月5日（日）、小学校4月3日（金）

中学校4月4日(土)から参加予定者の健康管理(検温と症状の観察)をお願いし、37.5℃以上の発熱や咳等の風邪症状の見られた方は欠席するよう事前に呼びかけていきます。

②参加者に対して、手洗いや咳エチケットの励行を呼びかけていきます。

4 幼稚園、小中学校の始業式について

(1) 開催について

①幼稚園・小中学校の始業式は、下記の日程で行います。

【幼稚園】令和2年4月7日(火)

【小学校】令和2年4月6日(月)

【中学校】令和2年4月6日(月)

(2) 感染防止の措置の徹底について

①始業式当日の3日前【幼稚園4月4日(土)、小学校4月3日(金)、中学校4月3日(金)】から参加予定者の健康管理(検温と症状の観察)をお願いし、37.5℃以上の発熱や咳等の風邪症状の見られた方は欠席するよう事前に呼びかけていきます。

②始業式に出席するすべての児童・生徒に、マスク着用をお願いします。マスクを持っていない幼児・児童・生徒へは、園・学校で配布します。幼児のマスクの着用については、保護者が判断するようお願いいたします。

5 学校給食(幼稚園については昼食時)に関することについて

(1) 4月17日(金)まで、幼稚園は午前保育とし、昼食はありません。ただし、預かり保育は実施します。17日(金)以降については今後の状況を踏まえて判断します。

(2) 給食時間等、昼食の喫食時には、原則として、すべての幼児・児童・生徒が座席を前向きにして会話を控える等の飛沫感染を防止する取組を促します。

6 部活動について

(1) 春季休業期間については、引き続き部活動は行いません。

(2) 学校再開後は、3つの条件(換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声)を回避するよう内容や方法を工夫して実施する予定です。

(3) 生徒に発熱等の風邪の症状が見られるときは、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するようお願いいたします。

7 学校で感染者及び濃厚接触者が出た場合の対応について

今後、学校において幼児・児童・生徒または教員の感染や濃厚接触が判明した場合には、みなと保健所と十分に相談し、感染者及び濃厚接触者への対応や学級、学年、学校閉鎖の措置等を講じます。

(1) 感染した幼児・児童・生徒等については、学校保健安全法第19条に基づく

出席停止となります。

- (2) 保護者が感染する等して、幼児・児童・生徒が、濃厚接触者と特定された場合については、当該の幼児・児童・生徒を接触が確認された日から概ね2週間が経過するまでの間、出席停止とします。
- (3) 濃厚接触者と特定された幼児・児童・生徒が、複数在籍する場合、学級全体の学習の進捗を保障する観点から踏まえ、保健所や当該校の校医と相談の上、学級閉鎖を検討します。
- (4) 教員が感染者となった場合、保健所に相談し、児童・生徒の安全を第一に考え、状況に応じて学級、学年、学校閉鎖のいずれかの措置を取ることを検討します。
- (5) 教員が濃厚接触者となった場合は、感染の有無等、状況が明らかになるまでは当該の教員を休ませます。

7 その他

- (1) 4月末日までに予定している遠足等を含めた校外学習については、原則として延期とします。
- (2) 臨時休業期間に海外へ渡航歴のある幼児・児童・生徒は各幼稚園、小中学校にご連絡ください。